続希ノ件、之ニ部勤続者ハ十年勤続者ノ内
十年程度ノ職工ニハ相当不満ノ有之候ニ付
従来職工ニ事着以来之ヲ優待シ現在
ニ於ケル内外ノ就会ヲ獲得シ得ル様特ニ留意
其ノ組織強化ヲ図ル等ノ事職工ヲシテ会社ノ通
勤手当又ハ其ノ他待遇改善ノ為スコト、
シ七月十五日職員及労働者ニ対シ此ノ旨ヲ会社側
ニ提出シ尚ホ希望取纏役宮本常夫来上不
取敢ズ此ノ旨ヲ以テ職工
側ニ於テハ之ヲ諒承セラレタキ旨申入ル

（協調會勞働課）